

案

仕 様 書

1. 件名

国立研究開発法人国立環境研究所職員等に対する健康診断実施業務

2. 業務契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3. 業務実施場所

健康診断は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）本部（茨城県つくば市小野川16-2）において行うものとする。

ただし、本部で実施する健康診断を受診することができなかつた職員等（以下「未受診者」という。）のために別途日程を定めて実施する場合は、つくば市内の指定された場所において行うこととする。

4. 目的

本業務は、労働安全衛生法に基づき、NIESの職員等に対する健康診断を実施することにより、職員等の健康及び安全保持に資することを目的とする。

5. 実施時期

原則として以下の期間・日数で実施するものとし、NIES担当者と事前に相談の上実施時期を決定する。

（1）定期健康診断

各年度6月～8月上旬までに4日または5日間

（2）雇入時健康診断

各年度5月～6月末までに1日または2日間

（3）特定業務従事者健康診断（年2回）

第1回目：定期健康診断と同時に実施

第2回目：①各年度12月に2日間

②各年度1月に1日間

（4）特殊健康診断（年2回）

第1回目：定期健康診断と同時に実施

第2回目：第2回特定業務従事者健康診断と同時に実施

（5）胃がん検診

各年度11月に1日間

（6）情報機器作業従事者健康診断

各年度2月に2日間

（7）その他

案

定期健康診断未受診者のために、上記日程以外につくば市内で実施する日を各年度5日間以上確保すること。

6. 実施内容

予定している検査項目及び受診予定者数は別紙1のとおり。

※特に受診予定者数については、NIESの予想人数であり、実際の人数を確約するものではない。

7. 実施体制及び資格

- (1) 本業務に関して請負者は、法令に定める資格を有する業務については、有資格者が実施するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。
- (2) 本業務を実施するに当たっては、職員等の安全に十分配慮すること。
- (3) 請負者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面によりNIESの承諾を受けなければならない。
- (4) 個人別受診票については、NIESで準備する受診者名簿(エクセルファイルで作成)等に基づき請負者が作成し、実施日前に余裕を持ってNIES担当者まで提出すること。
- (5) 請負者は、検体用容器等(便潜血反応検査等)について、必要個数を用意すること。
なお、個数及び納入期限については、NIES担当者の指示による。
- (6) 本業務を実施するに当たっての検査機材その他必要な物品については、請負者が用意すること。ただし、受付等に係る机、椅子などの必要最低限度の備品については、NIESが用意する。また、光熱水料についてもNIESが負担する。
- (7) 請負者は、NIES担当者の指示のもと、健診会場の設営、受付、撤収を実施すること。

8. 検査結果の提出

- (1) 定期健康診断の検査結果判定は、日本人間ドック学会の判定基準に準拠した判定区分であること。
 - (2) 検査結果は、検査終了後3週間以内にデータを整理し、所見、判定等を含め以下の成果物をNIESへ提出すること。
 - ①健康診断結果個人宛通知書(個人単位で封入、封緘して提出すること。)
 - ②健康診断個人票
 - ③健康診断連名簿
 - ④健康診断集計表(年齢階級別、健診項目別)
 - ⑤労働基準監督署提出用報告書
 - ⑥健康診断データファイル(xlsx形式及びXML形式で作成)
 - ⑦胸部エックス線撮影検査フィルム(貸し出しを依頼した場合に限る。)
- なお、検査結果の提出に係わる詳細については、NIES担当者の指示に従うこと。

案

9. 監督及び検査等

- (1) 本業務の履行に際し、必要な監督及び検査はNIES担当者が行うものとする。
- (2) 本業務の成果物（検査結果）を納入する時は、本仕様書に基づく納品検査を受けなければならない。なお、当該検査の結果、NIESが不合格と判断した場合は、請負者は自己の負担と責任において遅滞無く検査のやり直し等の措置を講じ、再度、納品検査を受けなくてはならない。
- (3) NIESは実際の業務実績（受診者数）に応じて、請負金額を支払うものとする。

10. 秘密の保持

- (1) 本業務の履行に際し、知り得た情報は、理由の如何を問わず、他に漏らしたり、無断で複製、転貸してはならない。
- (2) 貸与された個人情報は、本業務履行後、速やかに返却しなければならない。また、業務完了時には、いかなる個人情報も請負者側に残存されてはならない。
- (3) 上記（1）及び（2）について、違反が発生した場合、又は、発生の恐れが生じた場合には、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を施すとともに、速やかに、NIES担当者に経緯、被害状況等の報告をしなければならない。なお、当該違反が甚大な場合は、契約解除及び被害の賠償を請求する場合がある。

11. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るもの用いてこれを保

案

存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を使用すること。

- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

12. その他

- (1) 本業務の履行に際し、NIESの建物、施設、物品等を紛失、破損した場合は直ちにNIES担当者に報告するとともに、請負者の負担と責任において修繕、交換等の措置を講じ、原状に復すること。
- (2) 本仕様書に明記していない事項、又は疑義等が生じた場合は、NIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。
- (3) 本業務では、JISQ15001個人情報保護規格における「機微情報」、並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）における「要配慮個人情報」の取り扱いが含まれる。請負者は、本業務を行うため知り得た個人情報（機微情報、要配慮個人情報を含む）について、第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、その為に必要な措置を講ずること。
- (4) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

検査項目及び受診予定者数

○受診予定者数は、令和7年度実績数から推計。なお、年齢については、令和8年3月31日を基準とする。

○受診予定者数が「0」となっている検査項目は令和7年度に検査実績がなかったが、契約期間中に検査を実施する可能性がある検査項目である。

| NO. | 検査項目 | 検査内容 | 対象者 | 受診予定者数／年 | 受診予定者数(5年) |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|-------|----------|------------|
| 1 | 定期健康診断 I セット | | 35歳以上 | 568 | 2840 |
| | (内訳) | | | | |
| | 身長・体重測定 | 身長・体重・BMI | | | |
| | 腹囲測定 | 腹囲 | | | |
| | 視力検査 | スクリノスコープ使用 | | | |
| | 聴力検査 | 1,000Hz, 4,000Hz(オージオメータ使用) | | | |
| | 胸部エックス線検査 | 直接撮影 | | | |
| | 血圧測定 | 自動血圧計使用 | | | |
| | 尿検査 | 蛋白・糖・潜血・ウロビリノーゲン | | | |
| | 血中脂質検査 | LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪 | | | |
| | 肝機能検査 | GOT・GPT・γ-GTP | | | |
| | 貧血検査 | 赤血球・白血球・血色素・ヘマトクリット・血小板、平均赤血球恒数 | | | |
| | 血糖検査 | HbA1c・空腹時血糖(随時血糖) | | | |
| | 心電図検査 | 標準12誘導 | | | |
| | 問診 | | | | |
| | 腎機能検査 | 血清クレアチニン検査(eGFR) | | | |
| 2 | 定期健康診断 I セット(胸部エックス線なしの場合)(クレアチニン含む) | 定期健康診断 I セットの検査内容のうち、胸部エックス線検査を除く | 35歳以上 | 8 | 40 |
| 3 | 定期健康診断 II セット | 定期健康診断 | 35歳未満 | 87 | 435 |
| | (内訳) | | | | |
| | 身長・体重測定 | 身長・体重・BMI | | | |
| | 視力検査 | スクリノスコープ使用 | | | |
| | 聴力検査 | 1,000Hz, 4,000Hz(オージオメータ使用) | | | |
| | 胸部エックス線検査 | 直接撮影 | | | |
| | 血圧測定 | 自動血圧計使用 | | | |
| | 尿検査 | 蛋白・糖・潜血・ウロビリノーゲン | | | |
| 4 | 定期健康診断 II セット(胸部エックス線なしの場合) | 定期健康診断 II セットの検査内容のうち、胸部エックス線検査を除く | 35歳未満 | 4 | 20 |
| | 特定業務従事者健康診断 I (クレアチニン含む) | 定期健康診断 I セットの検査内容と同じ | | | |
| 5 | 特定業務従事者健康診断 II | 定期健康診断 II セットと同じ検査内容のうち、胸部エックス線検査を除く | | 81 | 405 |
| 7 | 有機溶剤等健康診断(基本検査) | 問診 | | 232 | 1160 |
| 8 | 特定化学物質等健康診断(基本検査) | 問診 | | 84 | 420 |
| 9 | 貧血等検査 | 赤血球、白血球、血色素量、ヘマトクリット、血小板、平均赤血球恒数 | | 2 | 10 |
| 10 | 肝機能検査 | GOT、GPT、γ-GTP | | 58 | 290 |
| 11 | 血中脂質検査 | LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪 | | 0 | 0 |
| 12 | 糖代謝検査 | HbA1c・空腹時血糖(随時血糖) | | 0 | 0 |
| 13 | 腎機能検査 | 血清クレアチニン検査(eGFR) | | 0 | 0 |
| 14 | 尿検査 | 蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン、沈渣 | | 7 | 35 |

| NO. | 検査項目 | 検査内容 | 対象者 | 受診予定期数／年 | 受診予定期数(5年) |
|-----|------------------------|-------------------------------------|----------------|----------|------------|
| 15 | 心電図検査 | 標準12誘導 | | 0 | 0 |
| 16 | 胸部エックス線検査 | 直接撮影 | | 0 | 0 |
| 17 | 喀痰細胞診 | | | 0 | 0 |
| 18 | 血圧測定 | | | 0 | 0 |
| 19 | B型肝炎ウイルス抗体検査 | HBs抗体精密測定 | | 19 | 95 |
| 20 | C型肝炎ウイルス抗体検査 | HCV抗体 | | 19 | 95 |
| 21 | B型・C型肝炎セット | HBs抗原精密測定、HCV抗体 | | 2 | 10 |
| 22 | 生体試料取扱者肝炎セット | HBs抗原精密測定、HBs抗体、HCV抗体 | | 0 | 0 |
| 23 | 尿中の馬尿酸の量 | | | 56 | 280 |
| 24 | 尿中のメチル馬尿酸の量 | | | 26 | 130 |
| 25 | 尿中のN-メチルホルムアミドの量 | | | 26 | 130 |
| 26 | 尿中のマンデル酸・フェニルグリオキシル酸の量 | | | 0 | 0 |
| 27 | 尿中のトリクロロ酢酸の量 | | | 0 | 0 |
| 28 | 尿中の総三塩化物の量 | | | 0 | 0 |
| 29 | 尿中の2.5-ヘキサンジオンの量 | | | 91 | 455 |
| 30 | 尿中β2-ミクログロブリンの量 | | | 7 | 35 |
| 31 | 血中カドミウムの量 | | | 7 | 35 |
| 32 | 眼底検査 | | | 0 | 0 |
| 33 | 血清ビリルビン | | | 26 | 130 |
| 34 | アルカリフィオスター | | | 26 | 130 |
| 35 | 全血比重 | | | 0 | 0 |
| 36 | 末梢血液像 | | | 0 | 0 |
| 37 | 胃がん検診 | 胃部間接X線撮影(8枚法) | 35歳及び40歳以上の希望者 | 70 | 350 |
| 38 | 大腸がん検診 | 免疫便潜血反応2日法 | 35歳以上の希望者 | 556 | 2780 |
| 39 | 四アルキル鉛健診 | 問診・血中鉛・尿中デルタアミノレブリン酸 | | 0 | 0 |
| 40 | 紫外線・赤外線検診 | 症状調査、視力検査 | | 4 | 20 |
| 41 | レーザー機器・レーザー光線検診 | 症状調査、視力検査 | | 3 | 15 |
| 42 | 情報機器作業健康診断 | 症状調査、視力検査、筋骨格系 | | 81 | 405 |
| 43 | 情報機器作業健康診断 | 近点距離検査(調節機能検査) | | 68 | 340 |
| 44 | 情報機器作業健康診断 | 屈折検査 | | 0 | 0 |
| 45 | 肺活量検査 | スピロメーター使用 | | 0 | 0 |
| 46 | 握力検査 | | | 6 | 30 |
| 47 | 石綿健康診断 | 症状調査・胸部X線直接撮影 | | 2 | 10 |
| 48 | 雇入時健康診断(クレアチニン含む) | 定期健康診断Iセットと同じ検査内容 | | 72 | 360 |
| 49 | 電離放射線健康診断(問診・医師の診察) | 被ばく歴の有無の調査及びその評価、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査、 | | 90 | 450 |
| 50 | 電離放射線健康診断(血液検査) | 赤血球数・血色素量・血球容量・白血球数・白血球百分率 | | 49 | 245 |